

令和5年6月

香川県広域水道企業団議会臨時会会議録

●香川県広域水道企業団告示第14号

次の事件を付議するため、令和5年6月17日午後1時30分香川県広域水道企業団議会臨時会を高松市番町四丁目香川県庁本館21階特別会議室に招集する。

令和5年6月9日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

- 1 議長選挙について
 - 2 副議長選挙について
-
-

令和5年6月17日（土曜日） 午後1時30分開会

出席議員 27名

| | |
|----------|----------|
| 大山 一郎 君 | 小比賀 勝博 君 |
| 鏡原 慎一郎 君 | 米田 晴彦 君 |
| 松本 公継 君 | 氏家 孝志 君 |
| 十河 直 君 | 北谷 悌邦 君 |
| 杉本 勝利 君 | 橋本 浩之 君 |
| 大西 智 君 | 福部 正人 君 |
| 山本 直久 君 | 茨 智仁 君 |
| 金崎 大和 君 | 篠原 和代 君 |
| 松原 壯典 君 | 渡邊 堅次 君 |
| 浜口 恭行 君 | 福本 耕太 君 |
| 安井 信之 君 | 富田 修司 君 |
| 井上 弘治 君 | 河野 雅廣 君 |
| 眞鍋 壽男 君 | 兼若 幸一 君 |
| 合田 正夫 君 | |

欠席議員

な し

出席関係者

企 業 長 池 田 豊 人
副 企 業 長 大 西 秀 人
副 企 業 長 谷 川 俊 博
副 企 業 長 高 木 孝 征
監 査 委 員 武 田 宏 之

議 事 日 程

- 第 1 議長選挙の件
 - 第 2 議席の指定
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期決定の件
 - 第 5 副議長選挙の件
-

令和5年6月17日（土曜日）午後1時30分各議員着席

○**議会事務局長（有岡彰則君）** 去る4月に行われました統一地方選挙等に伴いまして、香川県広域水道企業団議会におきましては、議員定数27名中、18名の議員が新たに選出されましたが、現在、議長及び副議長がともに不在となっております。

地方自治法第292条において準用する同法第107条の規定では、議長の選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が、臨時に、議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員中、眞鍋壽男議員が最年長者でありますので、御紹介申し上げます。眞鍋壽男議員、議長席へお着きを願います。

（臨時議長眞鍋壽男君着席）

（互礼）

○**臨時議長（眞鍋壽男君）** 御起立願います。御一礼願います。御着席ください。

（互礼）

○**臨時議長（眞鍋壽男君）** ただいま紹介をされました眞鍋壽男でございます。議長が選挙されるまで、臨時議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、企業長から、今臨時会招集のごあいさつがあります。

池田企業長。

（企業長池田豊人君登壇）

○**企業長（池田豊人君）** このたび、企業団議会議員の方々から、議長選挙及び副議長選挙の

案件につきまして、臨時企業団議会招集の請求がありましたので、本日招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御参集を賜り、まことにありがとうございます。

厚く御礼を申し上げまして、招集の御挨拶といたします。

(降壇)

○臨時議長（眞鍋籌男君）ただいまから、令和5年6月香川県広域水道企業団議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御配付のとおりであります。

この際、議事の都合上、仮議席を指定いたします。仮議席を、氏名標のとおり指定いたします。

○臨時議長（眞鍋籌男君）日程第1、「議長選挙」の件を議題といたします。選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（眞鍋籌男君）ただいまの出席議員は、27名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○臨時議長（眞鍋籌男君）投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（眞鍋籌男君）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○臨時議長（眞鍋籌男君）異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、仮議席の番号の順に投票願います。

(投票)

○臨時議長（眞鍋籌男君）投票漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（眞鍋籌男君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

○臨時議長（眞鍋籌男君）立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第30条第2項の規定により、鏡原慎一郎君、篠原和代さん、兼若幸一君の3名を指名いたします。

立会人は、直ちに演壇のところへ、お集まりください。

(立会人参集)

○臨時議長（眞鍋籌男君）開票いたします。

(開票)

○臨時議長（眞鍋籌男君）選挙の結果を報告いたします。

出席議員27名、投票総数27票、有効投票27票、無効投票なし。

有効投票中、大山一郎君22票、氏家孝志君1票、十河直君1票、小比賀勝博君1票、篠原和代君1票、福本耕太君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、7票であります。

よって、大山一郎君が、議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（眞鍋壽男君）ただいま議長に当選されました大山一郎君が議場におられますので、本職から、会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

ただいま議長に当選されました大山一郎君のごあいさつがあります。

大山一郎君。

（大山一郎君登壇、拍手）

○大山一郎君 ただいま多くの議員の皆様方の御推挙によりまして、香川県広域水道企業団議会の議長に就任することになりました。大変光栄に存じますとともに、その責務の重さに身の引き締まる思いであります。

人口減少に伴う給水収益の減少や、資材・燃料価格の高騰など、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、企業団には、施設・設備の老朽化対策や、南海トラフを震源とする巨大地震をはじめとする災害への対応、本県特有の課題である渇水への対応などを着実に進め、将来にわたって、安全・安心な水道水を安定的に供給していくことが求められております。

企業団議会には、こうした企業団の取り組みについて、企業長をはじめ、執行機関と真摯な議論を交わしながら、水道事業の発展に努めることが求められており、私は、議長として、企業団議会に期待される役割を全力で果たしてまいりたい所存でございます。議員の皆様方におかれましては、御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

（拍手、降壇）

○臨時議長（眞鍋壽男君）一言御挨拶申し上げます。

ただいまは、年長議員のゆえをもって、臨時議長を務めましたところ、皆様方の御協力を賜り、無事、その職責を果たすことができました。ここに厚く御礼を申し上げ、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

大山一郎議長、議長席へお着きを願います。

（臨時議長眞鍋壽男君退席、議長大山一郎君着席）

○議長（大山一郎君）この際、諸般の報告をいたします。

職員に朗読させます。

（職員朗読）

諸般の報告

- 1、企業長から、地方公営企業法第26条の規定に基づく繰越報告書を受理いたしました。
- 1、企業長から、香川県広域水道企業団債権管理条例第14条の規定に基づく債権放棄報告書を受理いたしました。
- 1、監査委員から、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2の規定に基づく報告2件を受理いたしました。

○議長（大山一郎君）以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（大山一郎君）日程第2、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第2条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の氏名標のとおり指定いたします。

| | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鏡原慎一郎 | 北谷 悌邦 | 福部 正人 | 篠原 和代 | 福本 耕太 | 河野 雅廣 |
| 米田 晴彦 | 杉本 勝利 | 山本 直久 | 松原 壯典 | 安井 信之 | 眞鍋 籌男 |
| 松本 公継 | 橋本 浩之 | 茨 智仁 | 渡邊 堅次 | 富田 修司 | 兼若 幸一 |
| 氏家 孝志 | 大西 智 | 金崎 大和 | 浜口 恭行 | 井上 弘治 | 合田 正夫 |
| 大山 一郎 | 小比賀勝博 | | | | |
| 十河 直 | | | | | |

○議長（大山一郎君）次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において指名いたします。

北谷悌邦君、金崎大和君、福本耕太君の3名を指名いたします。

○議長（大山一郎君）次に、日程第4、「会期決定の件」を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大山一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（大山一郎君）次に、日程第5、「副議長選挙」の件を議題といたします。

選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（大山一郎君）ただいまの出席議員は、27名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（大山一郎君）投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大山一郎君）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（大山一郎君）異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、議席番号の順に投票願います。

（投票）

○議長（大山一郎君）投票漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大山一郎君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱を閉鎖いたします。

（投票箱閉鎖）

○議長（大山一郎君）立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第 30 条第 2 項の規定により、鏡原慎一郎君、篠原和代さん、兼若幸一君の 3 名を指名いたします。

立会人は、直ちに演壇のところへ、お集まりください。

（立会人参集）

○議長（大山一郎君）開票いたします。

（開票）

○議長（大山一郎君）選挙の結果を報告いたします。

出席議員 27 名、投票総数 27 票、有効投票 26 票、無効投票 1 票。

有効投票中、小比賀勝博君 22 票、北谷悌邦君 1 票、大西 智君 1 票、篠原和代君 1 票、福本耕太君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、7 票であります。

よって、小比賀勝博君が、副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（大山一郎君）ただいま副議長に当選されました小比賀勝博君が議場におられますので、本職から、会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました小比賀勝博君のごあいさつがあります。

小比賀勝博君。

（小比賀勝博君登壇、拍手）

○小比賀勝博君 ただいま議員の皆様方の御推挙によりまして、香川県広域水道企業団議会の副議長に就任することになりました。

大変光栄に存じますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。

私といたしましては、大山議長のもと補佐役として、円滑な議会運営が行われますよう、誠心誠意努めてまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(拍手、降壇)

○議長（大山一郎君）この際、理事者から報告があります。

池田企業長。

(企業長池田豊人君登壇)

○企業長（池田豊人君）御報告に先立ち、企業団の現状と今後の取り組みについて申し述べさせていただきますと存じます。

水道は、地域を支えるために欠くことのできない社会基盤であり、企業団には、水道事業を取り巻く様々な課題に適切に対応しながら、将来にわたり、安全で安心な水を安定的に供給していくことが求められております。

こうした使命を果たすべく、企業団では、議員の皆様方や関係市町の皆様のご協力のもと、運営の基本指針である香川県水道広域化基本計画に沿って、お客さまサービスの向上や効率的な業務運営に努めるとともに、施設整備の着実な推進を図っているところであります。

今後は、基本計画について、目標年次である令和9年度を見据え、引き続き、着実な推進を図るとともに、令和10年度の料金統一化や、その後の企業団運営をも視野に入れた取り組みを進めていく必要があります、これまで以上に構成団体、企業団議会と緊密に連携しながら、全力で取り組んでまいります。

さて、今議会に御報告しております2件、令和4年度予算の繰越し及び債権の放棄については、後ほど高木副企業長から御説明いたします。なお、この際3点について御報告いたし

ます。

第1点は、料金統一化スケジュールについてであります。

令和10年度の統一化に向けて、今年度から、水道事業の経営に関する事項等について調査審議するための附属機関として設置した香川県広域水道企業団水道事業等審議会において、統一料金のあり方について審議いただくこととしております。今後、令和8年秋の企業団議会への条例提案に向け、構成団体の御意見も伺いながら、検討を進めてまいります。

第2点は、令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算見込みについてであります。

まず、水道事業会計につきましては、税抜きで収益216億4,000万円程度、費用205億円程度となり、収支差引は11億4,000万円程度の黒字となる見込みであります。黒字幅は年々縮小しており、厳しい決算状況となっております。

次に、工業用水道事業会計につきましては、税抜きで収益7億3,000万円程度、費用5億7,000万円程度となり、収支差引は1億6,000万円程度の黒字となる見込みであります。

第3点は、旧小豆島町水道事業の給水区域における水道料金の誤徴収についてであります。

今年3月に公表した、旧小豆島町水道事業の給水区域における水道料金の誤徴収につきましては、現在、誤徴収対象者及び誤徴収金額の確認を行うとともに、返還に向けた準備を、鋭意進めております。

企業団では、職員のコンプライアンス意識の徹底や事務処理の適正化に取り組んでおりますが、今回の事案は、水道使用者はもとより関係皆様の信頼を著しく損なうものであり、二度とこのようなことが起きないように、より一層、厳正に対処してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。御報告とさせていただきます。

(降壇)

○議長（大山一郎君）高木副企業長。

(副企業長高木孝征君登壇)

○副企業長（高木孝征君）まず、お手元ご配付の報告事項の概要により、令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算及び工業用水道事業会計予算の繰越し並びに債権の放棄についてご報告いたします。

1 ページをお開きください。

水道事業会計予算の繰越しでございますが、営業費用につきましては、6,800 万円を翌年度に繰り越すこととしております。

このうち、総係費の 2,400 万円は、事業計画等作成並びにアセットマネジメント計画策定に係る委託料でございます。

なお、繰越理由といたしましては、次期施設整備計画の策定に向けた施設情報の把握や関係市町との調整に不測の日時を要し、年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

2 ページをお開きください。

建設改良費でございますが、59 億 8,100 万円を翌年度に繰り越すもので、その主な内容といたしましては、管路施設整備が 35 億 2,000 万円、電気・機械設備整備が 18 億 4,100 万円、浄水場・ポンプ場・配水池等施設整備が 4 億 9,500 万円となっております。

なお、繰越理由といたしましては、地元や関係機関との協議・調整に不測の日時を要し、年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

また、下段は、いわゆる事故繰越であり、4 億 8,200 万円を繰り越すもので、主な内容は、電気・機械設備費が 3 億 400 万円、管路施設整備費が 1 億 7,800 万円であり、社会情勢の影響に伴い、資材の調達に不測の日時を要したことなどにより、繰り越すものでございます。

次に、工業用水道事業会計の繰越しでございますが、建設改良費につきまして、2 億 1,500 万円を繰り越すもので、その主な内容といたしましては、電気・機械設備整備が 1 億 9,000 万円となっております。

繰越理由といたしましては、関係機関との調整等に不測の日時を要し、年度内完了が困難となったことなどによるものでございます。

次に、債権の放棄についてでございます。

香川県広域水道企業団債権管理条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、水道料金債権等 2,200 万円余を、令和 5 年 3 月 31 日に放棄したものでございます。

なお、放棄した理由は、消滅時効にかかる時効期間が経過したもののほか、債務者の死亡や破産等にかかるものでございます。

続きまして、先ほど、企業長からご報告しました、料金統一化に向けたスケジュール及び旧小豆島町水道事業の給水区域における水道料金の誤徴収について、補足して、ご説明申し上げます。

まず、料金統一化に向けたスケジュールについてでございます。

恐れ入りますが、お手元の参考資料、料金統一化、基本計画関係スケジュールをご覧ください。この左側です。

料金統一化につきましては、先ほど企業長からもご報告しましたとおり、香川県広域水道企業団水道事業等審議会において、統一料金のあり方について審議いただくこととしております。

審議会については年間3回程度の開催を予定しており、令和7年度には答申をいただきたいと存じています。

その後、令和8年秋の企業団議会で条例を提案し、令和10年度には統一料金をスタートさせたいと考えています。なお、表の下の（注）に記載のとおり、進捗に応じて運営協議会、企業団議会で説明し、ご意見をいただくとともに、料金統一化の重要性に鑑みると、市町議会への情報提供も必要と考えており、企業団議員の皆様とも協議の上、取り組んでまいります。

次に、表の右側をご覧ください。次期施設整備計画及び令和10年度以降の財政収支見直しにつきましては、料金統一化スケジュールと整合性をとりながら、一体的に検討することとしており、令和7年度にそれぞれ策定し、その後、国に水道事業変更認可申請を行うこととしております。

なお、令和4年度に行った基本計画ローリングや令和5年度当初予算を踏まえると、厳しい見通しの事業体はいくつかあり、企業団全体としても、施設整備計画の財源確保が重要な課題となっていることから、令和6年度には、各事業体の令和9年度までの施設整備計画の見直しを行うとともに、財源確保のあり方も整理するなど、施設整備の推進と各事業体が遵守すべき2指標の達成に向けた令和9年度までの見直しを立てることとしております。

このように、令和6年度は節目の年となります。

今後、厳しい見通しの事業体については、当該市町に適宜情報提供し、その都度協議させていただくこととしております。

次に、旧小豆島町水道事業の給水区域における水道料金の誤徴収についてでございます。

企業団では、給水条例により、旧水道事業体ごとに水道料金を定めており、旧小豆島町水道事業の給水区域においては、「70歳以上の高齢者のみの非課税世帯」や、「障害者を有する世帯」等については、水道料金の減額措置を講ずることとしておりますが、誤って、通常料金を徴収していたことが明らかになったことから、去る3月28日に、その内容について公表したところでございます。

当該事案は、企業団に事業を引き継ぐ際に、条例の内容を十分に確認しなかったこと、また、事業の実施に当たり、法的根拠の確認を十分に行っていなかったことによるものであり、関係皆様にご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。

今後このような問題を起こすことのないよう、職員の意識の徹底を図ってまいります。

現在、企業団では、企業団が事業を開始した平成30年4月1日までさかのぼって、減額が適用となる対象者の特定及び返還金額の確定作業を進めており、旧小豆島町水道事業の給水区域にお住まいの方々に対し、様々な媒体を用いて、制度の周知を図るとともに、対象者には申出いただくよう努めた結果、現在、申出件数は約900件となっており、返還金額は約6,000万円となる見込みとなっております。今後、返還金額を確定し次第、速やかに返還を行ってまいります。

なお、返還に必要となる予算については、この秋の企業団議会定例会に補正予算として提案する予定としております。

私からのご報告は以上でございます。議員の皆様方には、今後とも、企業団運営に格別の御理解・御協力を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

(降壇)

○議長（大山一郎君）以上で、理事者の報告を終わります。

○議長（大山一郎君）以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます。

御起立願います。

御一礼願います。

(互礼)

御着席ください。

○議長（大山一郎君）これをもって、香川県広域水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

午後2時15分閉議・閉会

会議録署名議員

臨時議長 眞 鍋 籌 男

議 長 大 山 一 郎

議 員 北 谷 悌 邦

議 員 金 崎 大 和

議 員 福 本 耕 太